

# ユニフォーム要項

## 第1条〔趣 旨〕

本要項は、Bリーグ規約第43条第3項の規定に基づき、公式試合におけるユニフォームに関する事項について定める。

## 第2条〔ユニフォーム〕

本要項においてユニフォームとは、シャツ、パンツ、ウォームアップスーツ、セカンダリーシャツ等選手が身につけるものをいう。

## 第3条〔ユニフォームの事前承認〕

Bクラブは、使用するユニフォームに関し、Bリーグの承認を得なければならない。

## 第4条〔使用義務〕

Bクラブは、試合において、その所属チームの選手に、「ユニフォーム使用計画」に定めるユニフォームを使用させなければならない。

## 第5条〔クラブロゴ〕

Bクラブは、シャツ、ウォームアップスーツおよびセカンダリーシャツにはクラブロゴをつけなければならない。ただし、1か所に限るものとし、その面積は50cm<sup>2</sup>以上とする。

## 第6条〔選手番号〕

選手番号は事前にBリーグに登録しなければならない。シーズン途中の変更は認めないものとする。

## 第7条〔指定ロゴ等〕

- (1) Bクラブは、シャツ、ウォームアップスーツおよびセカンダリーシャツの右胸部には、Bリーグが大会に応じて指定する「Bリーグロゴ」を1点付けなければならない。
- (2) 前項の定めに関わらず、Bリーグ年間優勝クラブは、優勝の翌シーズンの間は、前項の指定するロゴに代えて、Bリーグ指定の「Bリーグチャンピオンロゴ」をつけなければならない。

## 第8条〔メーカー名の表示〕

Bクラブは、ユニフォームのメーカー（以下単に「メーカー」という。）の名称またはロゴを表示することができる。ただし、その表示場所およびサイズは、以下のとおりとする。

- ① シャツ：胸に1か所表示し、サイズは20cm以下とする
- ② パンツ：1か所表示し、サイズは20cm以下とする
- ③ ウォームアップスーツ上着：胸に1か所表示し、サイズは20cm以下とする
- ④ ウォームアップスーツパンツに1か所表示し、サイズは20cmとする
- ⑤ セカンドグリーシャツ：胸に1か所表示し、サイズは20cm以下とする

## 第9条〔広告の表示〕

- (1) Bクラブは、ユニフォームにスポンサー等の第三者のための広告を表示する場合には、当該第三者の名称および商品名等を、事前に所定の「広告掲出申請書」（別紙）によりBリーグに届け出なければならない。
- (2) 前項に基づく広告は、以下のとおりとする。
  - ① シャツ前面左胸部：1か所表示でき、1社に限る。サイズは50cm以下とする
  - ② シャツ前面下部：1か所表示でき、1社に限る。サイズは30cm以下とする
  - ③ シャツ背面上部：1か所表示でき、1社に限る。サイズは20cm以下とする
  - ④ シャツ背面下部：1か所表示でき、1社に限る。サイズは20cm以下とする
  - ⑤ パンツ前面大腿部：左右に各1か所表示でき、各サイズ25cm以下の中に、それぞれ複数社表示可とする。
  - ⑥ パンツ背面大腿部：左右に各1か所表示でき、各サイズ25cm以下の中に、それぞれ複数社表示可とする。
  - ⑦ ウォームアップスーツ上着腹部：2か所表示でき、各1社に限る。サイズは各20cm以下とする。ただし、4か所表示とし、サイズを各10cm以下として各1社にすることができる。
  - ⑧ ウォームアップスーツ上着袖部：左右各1か所表示でき、各1社に限る。サイズは各5cm以下とする。
  - ⑨ ウォームアップスーツ上着背面：4か所表示でき、各1社に限る。サイズは各20cm以下とする。
  - ⑩ ウォームアップスーツパンツ前面大腿部：左右各2か所表示でき、各1社に限る。サイズは各8cm以下とする。
  - ⑪ ウォームアップスーツパンツ背面大腿部：左右各2か所表示でき、各1社に限る。サイズは各8cm以下とする。
  - ⑫ セカンドグリーシャツ腹部：2か所表示でき、各1社に限る。サイズは各20cm以下とする。

- ⑬ セカンダリーシャツ袖部：左右各1か所表示でき、各1社に限る。サイズは各50cm<sup>2</sup>以下とする。
- ⑭ セカンダリーシャツ背面：4か所表示でき、各1社に限る。サイズは各200cm<sup>2</sup>以下とする。
- (3) ユニフォームに協会またはBリーグが指定するキャンペーンマークその他の広告以外のものを表示する場合にも、原則として前項のサイズによるものとする。
- (4) 本条第2項第7号から第14号の各規定は、B2クラブにおいては適用外とし、表示数や社数ならびにそのサイズについてはクラブの裁量にて表示できるものとする

### 第10条【選手名の表示】

- (1) シャツには、選手名を苗字で表示することができる。
- (2) 前項の表示をする場所および文字の種類は、次のとおりとする。
  - ① 場所：シャツ背中の選手番号上部または下部とする
  - ② 文字の種類：アルファベットで表記する
- (3) 選手名の表示を苗字以外にて行うことを希望する場合は、事前に実行委員会に申請し、承認を得なければならない。

### 第11条【その他表示できるもの】

- (1) シャツには、優勝回数に相当する個数の星印を1か所に表示することができる。
- (2) クラブロゴまたはクラブ名を、選手番号の下辺中央部に1か所に入れることができる。ただし、高さは4cm以下とする。

### 第12条【記念ユニフォーム等】

Bクラブは、『ユニフォーム使用計画』とは異なるユニフォームの着用申請によりBリーグに申請し、その承認を得た場合、「ユニフォーム使用計画」に定めるユニフォームとは異なるユニフォーム（記念ユニフォーム等）を使用することができる。ただし、当該ユニフォームは、本要項に従ったものに限る。

### 第13条【アンダーガーメント】

シャツおよびパンツからはみ出してしまう上半身および下半身用のアンダーガーメント（パワー・サポーター、パワー・スリーブ、パワー・タイツ等および通常のサポーターを含む）の着用については以下のとおりとする。なお、シャツの下にTシャツ等を着用することは、認められない。

- ① 上半身および腕用のアンダーガーメント：着用を認めるが、ユニフォーム

と同色か、ユニフォームが濃色の場合は黒、ユニフォームが淡色の場合は白にてチーム内で統一することとする。

- ② 下半身用のアンダーガーマント:着用を認めるが、ユニフォームと同色か、ユニフォームが濃色の場合は黒、ユニフォームが淡色の場合は白にてチーム内で統一することとする。
- ③ ソックス様およびストッキング様のもの:ひざ頭にかかるものも着用を認めるが、ユニフォームと同色か、ユニフォームが濃色の場合は黒、ユニフォームが淡色の場合は白にてチーム内で統一することとする。

#### **第14条〔協会の規程の準用〕**

本規程に定めのない事項については、協会の競技規則およびユニフォーム規程を準用する。

#### **第15条〔改 正〕**

本要項の改正は、理事会の承認により、これを行う。

〔制 定〕

平成28年6月1日

〔改 定〕

平成28年7月13日